

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制<緒言>
他言語論題 Title in other language	Foreword: Legal Regulations for Online Advertising in Referendum Campaigns in Foreign Countries
著者 / 所属 Author(s)	小林 公夫 (KOBAYASHI Kimio) / 憲法調査室主任
書名 Title of Book	諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制 基本情報シリーズ 29 (Legal Regulations for Online Advertising in Referendum Campaigns in Foreign Countries)
シリーズ Series	調査資料 2022-1-a (Research Materials 2022-1-a)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2023-03-31
ページ Pages	5
ISBN	978-4-87582-906-5
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
キーワード keywords	国民投票
摘要 Abstract	国民投票運動におけるオンライン広告規制について、英国、フランス、アイルランド、ニュージーランド、米国（主としてカリフォルニア州）及び EU の取組を紹介する報告及び解説記事を収録する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

## 諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制〈緒言〉

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 憲法調査室主任 小林 公夫

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号。以下「憲法改正手続法」という。）の一部改正法（以下単に「一部改正法」という。）が令和3（2021）年6月11日に成立し<sup>(1)</sup>、附則第4条に、いわゆる検討条項が設けられた。国は、同条に掲げられた検討事項について、一部改正法の施行（同年9月18日）後3年を目途に検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとされている。

検討事項は、①国会が発議した憲法改正案の承認に係る国民投票（憲法改正国民投票）の投票人の投票に係る環境を整備するために必要な事項と②憲法改正国民投票の公平及び公正を確保するために必要な事項に大別される。①については令和4（2022）年4月に衆議院に提出された憲法改正手続法の改正案<sup>(2)</sup>の審議が継続中であり、②については両議院の憲法審査会などで議論が行われているところである。

一部改正法附則第4条は、②の例として、a)憲法改正国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為）又は憲法改正案に対する賛否の意見表明のためのインターネット等を利用する方法による有料広告の制限及びb)憲法改正国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策を明記する（第2号イ及びハ）。そもそも憲法改正手続法の制定時には憲法改正国民投票運動は原則自由とされ、インターネットを利用した憲法改正国民投票運動を規制する規定は設けられなかった。その後、諸外国の事例などを踏まえた問題提起が改めて行われるようになり、一部改正法附則の検討条項に盛り込まれることとなったものである。

調査及び立法考査局では、この問題の検討に資するため、『レファレンス』851号（2021年11月刊行）においてニュージーランドを<sup>(3)</sup>、852号（同年12月刊行）において英国、フランス、アイルランド及び米国（カリフォルニア州）を取り上げ<sup>(4)</sup>、国民投票（レファレンダム）運動におけるオンライン広告（インターネット等を利用する方法による広告）の規制に向けた各国等の取組を紹介した。この度、読者の便宜を考え、これらの記事を調査資料として一書にまとめることとし、内容を更新するとともに、EU（欧州連合）を対象に追加した。各国等の法制度の特徴等を比較した次稿の解説記事も、併せて御参照いただきたい。各国等の法制度の中にはなお法案段階のものも含まれているが、今後の動向については随時情報提供を行ってまいりたい。

本書が、憲法改正国民投票運動等におけるインターネット等の利用の在り方を検討する際の一助となれば幸いである。

\* 本稿は、令和5（2023）年1月31日現在の情報を基に執筆したものである。

(1) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第76号）

(2) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第208回国会衆法第34号）

(3) 南亮一「ニュージーランドの国民投票制度—概要及び広告規制—」『レファレンス』851号, 2021.11, pp.109-141. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11884865>>

(4) 「小特集「国民投票運動におけるインターネット利用の規制」」『レファレンス』852号, 2021.12, pp.1-82. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11941680>>